

## 保育部会

(和泉部会長)

こんばんは。会を進めていきます。

この保育部会も第3回目を迎えました。骨子案もでき、これから読み込んでいきたいと思えます。いよいよ、野々市市子ども・子育て事業計画を策定する時期にきました。今日は骨子案の説明をいただくこと、そして、出来るだけいい形で案がでるように進行を心がけます。

では、「区域の設定について」から議論を始めたいと思います。「区域の設定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元の「資料1 教育・保育提供区域の設定について」をご覧ください。

事業計画の策定にあたり、保育園がどれだけ必要なのか、幼稚園がどれだけ必要なのか、また、認定こども園等がどれだけ必要なのかという確保方策を固めていくために、まず、区域の設定を行います。その区域の設定の仕方は、「資料1」をご覧ください。

資料「資料1 教育・保育提供区域の設定について」に基づき説明

(和泉部会長)

区域の設定について、提供区域として1区域の案をいただきました。1区域で行くことについて、質問がありますでしょうか。

計画内容、実施時期等について、順次、これから詳細をたてていきますが、まず何より、きちんとした指針が立たないと計画が定められません。野々市市は山間部があるわけではありませんが、それぞれの事情も考えられます。また、希望どおりの入所が行っているのか、今の野々市市の抱えている実態と大きくかけ離れていないだろうか等も踏まえて、どうでしょうか。事務局の資料については、大きく体制を変えていこうというわけではないようです。どうでしょうか。

(委員)

今は、私たちの時代とはかなり違いますが、1区域にした場合、1つのところに、ここがいいからと1箇所が集まったりすることはないのでしょうか。

(事務局)

区域を分けるのは、事業計画の量の見込みと確保方策のためです。どれだけの方が保育園・幼稚園・認定こども園等を必要としているのかをまず、区域ごとに出し、受け入れ先の確保の方策を計画していきます。区域を分けたから違う区域に通えないというものでは

ありません。利用にあたっては区域の設定では決まりません。

(委員)

今は、保育園ごとに個性を出しています。あそこの保育園が良いとなると、そこに大勢集まってしまうのが現状です。

(委員)

その保育園へ行きたいが、行けないということがありますか。

(事務局)

定員を超える申し込みがあると、そういうこともあり得ます。

(委員)

行きたい所へ通えなくて、園に自転車で通っているという、大変な人の話も聞いています。区域を定めることによって、そういう心配はないのでしょうか。

人気のところが定員一杯になり、近くの方が通えないようになり、遠いところに通わないといけなくなることにならないのでしょうか。

(和泉部会長)

そのような実態はどうでしょうか。

(事務局)

今年度は1園開園しましたし、来年度は、120名定員の保育園が2園開園予定ですので、今後は変わってくるのではないかと思います。

(委員)

今現在も、通勤区域が良いという人もいれば、家に近いのが良いという人もます。

ただ、今は学校地区に定員で入れず、遠いところへ行っているが、年長になると学校地区で近くの友達と過ごしたいと要望する方もいます。

(委員)

年長になって戻りたいと考えても、空きがないので戻れないことがあります。年長になったら戻れるように考えてもらいたいです。

(委員)

校区を1つの区域として考えて、そこに住んでいる方はできるだけその区域の保育園に

入るようにしたらどうでしょう。その区域の量の計算をするときに、たくさん保育園が立つようにすることもできると考えます。ただ、通勤途中に預けたいと考えている方は出来なくなってしまいます。

(委員)

小学校と中学校でも違います。友達と離れることは子どもにも精神的に不安になります。ましてや、保育園ではすごく不安なのではないでしょうか。

(和泉部会長)

皆様不安があると思います。不安が存在しない市は、どこの市も無いと思われず。

実質、事務局からの提案のほうが、自然かと思います。ただ、今までの議論の中で出てきたような、付随したいくつかの懸念が見えてきているので、そのあたりを比較的納得できるか、ということが残ります。今出てきたような意見について、何らかの配慮をさせていただければと考えます。今まで出てきたデメリットとは言いませんが、その懸念はどうでしょうか。

(事務局)

今、ご心配されているのは3歳未満児ではなく、年少以上児のことかと思いますが、年少以上になりますと、比較的希望する地区の保育園に入りやすくなってきます。この園でないと駄目ですと言われると難しいこともありますし、3歳未満児は、確かに厳しい状況です。

富奥地区・郷地区は人口が増加していますが、来年度2つの園が開園する予定です。相当数の受け入れが確保できますので、年少以上については、地域での確保はある程度できるのではないかと考えています。

(委員)

今、兄弟で違う園に通っている方もいるとのことを聞きます。

(事務局)

兄弟の場合は、できるだけ同じ園になるよう配慮しておりますが、3歳未満児の定員はそれほど多くできないため、兄弟でも3歳未満児と以上児とが別々の園になってしまうこともあり得ます。

(和泉部会長)

3歳未満児は本当に難しいと思います。

(事務局)

3歳未満児が足りないから保育園を作りましょう。としてしまいますと、年少以上がガラガラの状態になってしまい、保育所の運営ができなくなる可能性があります。保育所の運営は3歳以上児の確保が大事な部分でもあります。

(和泉部会長)

定数を増やしていくこともあるかもしれません。そうすることで解消できればと思います。また、例えば、車で20分以内というのは本当に近いと考えていけないといけないと思います。そんなに、1区域にすることが、実態とかけ離れているとは考えにくいです。

(委員)

現状で不自由の問題がいくつか発生はしていますが、あえてそれを増やすこともないのではないのでしょうか。現状のままで良しとしたいと思います。分けてもまた問題が出てくると思います。

(和泉部会長)

区域割りについて、1区域でよろしいでしょうか。

——拍手多数により承認。

(和泉部会長)

行政には最大限の配慮をお願いします。区域の設定については、結論をみました。次に参りたいと思います。

「(2) 保育の必要性の認定について」ということでお話しいただこうと思います。議論をいただいて、結論を見い出せたらと存じます。

(事務局)

お手元の「資料2 保育の必要性の認定について」をご覧ください。

新制度になりましたら、幼稚園にしても保育園に行くにしても、認定こども園に行くとしても、市から認定を受ける仕組みになります。

資料「資料2 保育の必要性の認定について」に基づき説明

(和泉部会長)

事務局から保育の必要性の認定についての説明をいただきました。質問はありますでしょうか。

(委員)

私の場合、産後のお母さんと触れ合うことが多くあります。精神的とかうつとかでお困りの方がいらっしゃいます。そんな方こそ、ぜひ、保育園に入れてあげてほしいと思います。現在も連携して保育園に入れていただいています。今回の変更により、精神的とかうつとかお母さんの病気による要件はどこに当てはまるのでしょうか。その場合、仕事はされていないので、お母さんの就労時間に関係なくということで良いのでしょうか。という2つが判りずらかったので、その説明をお願いします。

(事務局)

理由については、「③保護者の疾病、障害」になるのではないかと思います。

(委員)

診断書もない、ということになりますか。

(事務局)

診断書は必要になります。

(和泉部会長)

③(保護者の疾病、障害)にあるように、そのような際には、問題ないと思います。

「⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」がございまして、私たち制度利用するものとしては、まだ少し温かみが見えていると思います。

必要性の事由を議論していただきました。他にはないでしょうか。長い間保育に携わるものとしては、実情もあると思います。

(委員)

今まではおばあちゃんとか、おじいちゃんとか、家族を単位として、保育に欠けるかどうかの視点でした。ですが、今回は両親の就労だけでの判断になるのですか。

(事務局)

そうです。今までは同居の親族がお仕事されているか、もしくは、保育できない状況なのかどうか、保育に欠けるかどうかの要件になっていました。新しい制度では、両親が働いているかどうかになります。ただし、保育の必要性の事由というところですが、米印のところの「同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。」となっております。保育園が一杯な場合は、優先順位は低くなっていきます。

(和泉部会長)

国の方針として出た事由は、このようなことです。

それに続いて、就労時間をご覧になって市の提案については、どのようなご意見をお持ちでしょうか。

採択は、この場でしていければと存じます。いかかでしょうか。

(委員)

これ以上緩めると、本当に入りたい人が入れなくなってしまうので、64時間で良いと思います。

(和泉部会長)

全国平均をみましても、64時間が妥当なのではないでしょうか。

よろしければ、64時間でどうでしょうか。

——拍手多数により承認。

(和泉部会長)

必要性の認定で、変更になってる箇所、1号・2号・3号認定の利用はかつてとは違う認定区分で進んでいきます。

このあとすぐ事業計画骨子案に入ってから、量の見込みに入っていきます。

よろしいでしょうか

(事務局)

はい、お願いします。

(和泉部会長)

「子ども・子育て支援事業計画の骨子案」が出ております。皆様お手元の資料をご覧ください。

(事務局)

お手元の「資料3 野々市市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」をご覧ください。中身については、まだ肉付けがされていない状況なので、今は、あくまで骨子案ということでフレームの説明になります。

資料「資料3 野々市市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」に基づき説明

(和泉部会長)

ありがとうございます。私たちもこういう事業計画が出来上がっていくんだ、こういう計画で最終的に仕上がっていくんだ、ということが判るのは良いことと思います。それにしましても、概要・現状はすでに大枠は決まっています。先日のアンケートでのニーズも見えています。計画の基本的な考えも、次世代の育成支援行動計画を引き継いでいくものなので、引き継いでいくということを明確にさせていただいて、新たな基本理念を掲げていただきます。大枠をこのようにして最終的には事業計画が出来上がっていく予定です。ご意見がありましたらお願いします。

今後の5年間の大切な指針になってまいります。私たちも大事にしていけないといけません。この骨子をみなさまにご理解いただいたとゆうことでよろしいでしょうか。

そして、この骨子に連動して量の見込みがあります。事務局から量の見込みの説明をしていただきます。

(事務局)

お手元の「資料4 量の見込みについて」をご覧ください。今ほど、事業計画の骨子案をお示ししましたが、その中でしなければいけない一つとして、量の見込みがございます。

資料「資料4 教育・保育の量の見込みについて」に基づき説明

(和泉部会長)

今ご説明いただいたとおりです。量の見込みは大変重要な作業です。こういう補正を行い、今後の基本にしていくことを事務局は考えています。いかがでしょうか。3号認定の増加の理由は、いくつかあると思います。その理由はどうでしょうか。

(事務局)

アンケート調査の際、例えば0歳児の方が保育園を利用したいとマルをつけます。すると、1・2歳または3歳から利用したいとの意向は、このアンケートからは分からないので、全て0歳児から利用したいと読みかえられます。その結果、0歳児から利用したいが多くなってしまいます。

(和泉部会長)

アンケートの項目自体にやや不明瞭さがあつたということになりますか。

(株式会社ぎょうせい)

全国に隠れたニーズがあるということを前提にアンケート項目があるので、結果的に、もっと入りたいと結果が出てしまう国の設問になっています。国の用意したアンケートで行っていますので、結果としては、多くなってしまふのは致し方ないと思います。補正をされることは、非常に良いことだと思います。

(和泉部会長)

皆様どうでしょうか。

このような骨子案・見込みでよろしいでしょうか。

——拍手多数により承認。

(和泉部会長)

本日、区域の設定・保育の必要性の認定・事業計画骨子案と行ってまいりました。次に、

「(4) その他」に行きます。ご意見を頂けたらと存じます。

事務局からありますか。

(事務局)

特にはございません。次回、第4回子ども・子育て会議を9月ごろ開催したいと思っております。今回、教育・保育の量の見込みをお示ししましたが、他にも11事業ございますので、その量の見込みをお示しできたらと思います。

(和泉部会長)

11事業については、補正をどう考えていますか。

(事務局)

中には補正が必要な事業が出てくる可能性はあると思います。

(和泉部会長)

異常に大きな数字が出てくる可能性があるということですか。

(事務局)

はい。

(和泉部会長)

補正については、必ず皆様の了解を得ることになっています。

今日の第3回の内容以外でもご質問等ございますか。

この計画を作っていくのは、私たちが未来に送るメッセージだと思います。私たちが未来の保育に参画しているんだと誇りを持っていきたいと思っています。

終了時間も迫ってまいりました。本日の保育部会は、そろそろ終了でよろしいでしょうか。

(事務局)

本日は3名の欠席ですが、大変貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。

(和泉部会長)

お忙しいところありがとうございました。

これで第3回目の子ども・子育て会議を終わります。

以上